

関税率表解説改正

新	旧
<p style="text-align: center;">第 39 類 プラスチック及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p style="margin-left: 2em;">(a) 第27.10項又は第34.03項の調製潤滑剤</p> <p style="margin-left: 2em;">(b) 第27.12項又は第34.04項のろう</p> <p style="margin-left: 2em;">(c) 化学的に単一の有機化合物（第29類参照）</p> <p style="margin-left: 2em;">(d) ヘパリン及びその塩（第30.01項参照）</p> <p style="margin-left: 2em;">(e) 第39.01項から39.13項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。第32.08項参照）及び第32.12項のスタンプ用のはく</p> <p style="margin-left: 2em;">(f) 第34.02項の有機界面活性剤及び調製品</p> <p style="margin-left: 2em;">(g) ランガム及びエステルガム（第38.06項参照）</p> <p style="margin-left: 2em;">(h) 鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤（第38.11項参照）</p> <p style="margin-left: 2em;">(i) ポリグリコール、シリコーンその他の第39類の重合体をもととした調製液圧液（第38.19項参照）</p> <p style="margin-left: 2em;">(k) 診断用又は理化学用の試薬（プラスチック製の支持体を使用したものに限る。第38.22項）</p> <p style="margin-left: 2em;">(l) 第40類の合成ゴム及びその製品</p> <p style="margin-left: 2em;">(m) 動物用の装身具（第40.01項参照）及び第40.02項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器</p> <p style="margin-left: 2em;">(n) 第46類のさなだ、枝条細工物その他の製品</p> <p style="margin-left: 2em;">(o) 第48.14項の壁面被覆材</p> <p style="margin-left: 2em;">(p) 第11部の物品（紡織用纖維及びその製品）</p> <p style="margin-left: 2em;">(q) 第12部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品）</p> <p style="margin-left: 2em;">(r) 第71.17項の身辺用模造細貨類</p> <p style="margin-left: 2em;">(s) 第16部の物品（機械類及び電気機器）</p> <p style="margin-left: 2em;">(t) 第17部の航空機又は車両の部分品</p> <p style="margin-left: 2em;">(u) 第90類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）</p> <p style="margin-left: 2em;">(v) 第91類の物品（例えば、時計のケース）</p> <p style="margin-left: 2em;">(w) 第92類の物品（例えば、楽器及びその部分品）</p> <p style="margin-left: 2em;">(x) 第94類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）</p>	<p style="text-align: center;">第 39 類 プラスチック及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p style="margin-left: 2em;">(a) 第27.12項又は第34.04項のろう</p> <p style="margin-left: 2em;">(b) 化学的に単一の有機化合物（第29類参照）</p> <p style="margin-left: 2em;">(c) ヘパリン及びその塩（第30.01項参照）</p> <p style="margin-left: 2em;">(d) 第39.01項から39.13項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（溶剤の含有量が全重量の50%を超えるものに限るものとし、コロジオンを除く。第32.08項参照）及び第32.12項のスタンプ用のはく</p> <p style="margin-left: 2em;">(e) 第34.02項の有機界面活性剤及び調製品</p> <p style="margin-left: 2em;">(f) ランガム及びエステルガム（第38.06項参照）</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p style="margin-left: 2em;">(g) 診断用又は理化学用の試薬（プラスチック製の支持体を使用したものに限る。第38.22項）</p> <p style="margin-left: 2em;">(h) 第40類の合成ゴム及びその製品</p> <p style="margin-left: 2em;">(i) 動物用の装身具（第40.01項参照）及び第40.02項のトランク、スーツケース、ハンドバッグその他の容器</p> <p style="margin-left: 2em;">(k) 第46類のさなだ、枝条細工物その他の製品</p> <p style="margin-left: 2em;">(l) 第48.14項の壁面被覆材</p> <p style="margin-left: 2em;">(m) 第11部の物品（紡織用纖維及びその製品）</p> <p style="margin-left: 2em;">(n) 第12部の物品（例えば、履物、帽子、傘、つえ及びむち並びにこれらの部分品）</p> <p style="margin-left: 2em;">(o) 第71.17項の身辺用模造細貨類</p> <p style="margin-left: 2em;">(p) 第16部の物品（機械類及び電気機器）</p> <p style="margin-left: 2em;">(q) 第17部の航空機又は車両の部分品</p> <p style="margin-left: 2em;">(r) 第90類の物品（例えば、光学用品、眼鏡のフレーム及び製図機器）</p> <p style="margin-left: 2em;">(s) 第91類の物品（例えば、時計のケース）</p> <p style="margin-left: 2em;">(t) 第92類の物品（例えば、楽器及びその部分品）</p> <p style="margin-left: 2em;">(u) 第94類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具、イルミネーションサイン及びプレハブ建築物）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p><u>(y)</u> 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具） <u>(z)</u> 第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャープペンシル）</p> <p>（省 略）</p>	<p><u>(v)</u> 第95類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具） <u>(w)</u> 第96類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャープペンシル）</p> <p>（省 略）</p>
<p>重合体の略名 この類に記載されている重合体の多くには、略名が知られている。次のリストは、一般的に使用されている略名の例である。</p> <p>（省 略）</p> <p>P B T ポリ（ブチレンテレフタレート）</p> <p>P D M S ポリジメチルシロキサン</p> <p>P E ポリエチレン</p> <p>（省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>重合体の略名 この類に記載されている重合体の多くには、略名が知られている。次のリストは、一般的に使用されている略名の例である。</p> <p>（省 略）</p> <p>P B T ポリ（ブチレンテレフタレート）</p> <p>（新 規）</p> <p>P E ポリエチレン</p> <p>（省 略）</p> <p>（省 略）</p>
<p>一次製品 39.01項から39.14項までは一次製品の物品のみを含む。「一次製品」とは、この類の注6に規定する次の形状の物品に限る。</p> <p>（1）液状又はペースト状のもの：これらは、最終材料にするための熱その他の方法により硬化（curing）を必要とする基礎的な重合体又は未硬化又は部分的に硬化した材料のディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液である。硬化に必要な物質（硬化剤（架橋剤）その他の共反応剤及び促進剤等）の他に、これらの液状又はペースト状のものには、主として最終物品に特別な物性その他の所望の特性を与えるために、可塑剤、安定剤、充てん料及び着色料のような他の物質を含んでいてもよい。液状のもの及びペースト状のものは铸造、押し出し等のために使用するほか、含浸材料、表面塗装剤、ワニス及びペイントのベース又は膠（こう）着剤、粘度付与剤、凝集剤等としても使用する。</p> <p>ある物質を添加した結果、その物品がこの表において、より特殊な限定をした項のいずれかの記載に該当することとなれば、39類から除かれる。例えば、次のような場合がある。</p> <p>（a）調製膠（こう）着剤：この総説の末尾の除外規定（b）を参照</p> <p>（b）鉱物油用の調製添加剤（38.11）</p> <p>39.01項から39.13項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（コロジョン</p>	<p>一次製品 39.01項から39.14項までは一次製品の物品のみを含む。「一次製品」とは、この類の注6に規定する次の形状の物品に限る。</p> <p>（1）液状又はペースト状のもの：これらは、最終材料にするための熱その他の方法により硬化（curing）を必要とする基礎的な重合体又は未硬化又は部分的に硬化した材料のディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）及び溶液である。硬化に必要な物質（硬化剤（架橋剤）その他の共反応剤及び促進剤等）の他に、これらの液状又はペースト状のものには、主として最終物品に特別な物性その他の所望の特性を与えるために、可塑剤、安定剤、充てん料及び着色料のような他の物質を含んでいてもよい。液状のもの及びペースト状のものは铸造、押し出し等のために使用するほか、含浸材料、表面塗装剤、ワニス及びペイントのベース又は膠（こう）着剤、粘度付与剤、凝集剤等としても使用する。</p> <p>ある物質を添加した結果、その物品がこの表において、より特殊な限定をした項のいずれかの記載に該当することとなれば、39類から除かれる。例えば、次のような場合がある。</p> <p>（a）調製膠（こう）着剤：この総説の末尾の除外規定（b）を参照</p> <p>（b）鉱物油用の調製添加剤（38.11）</p> <p>39.01項から39.13項までの物品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液（コロジョン</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>を除くものとし、溶剤の含有量が全重量の50%を超えるものに限る。)は32.08項に分類されることに注意すべきである(この類の<u>注2(e)</u>参照)。</p> <p>溶剤を含有しない液状の重合体で、ワニスとしてのみ使用することが明らかに認められる物品(硬化剤を添加することなく、熱、大気中の湿度又は酸素によって被膜を形成するもの)は、32.10項に属する。ワニスとして使用することが明らかに認められないものは、この類に含まれる。</p> <p>(2)~(3) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>を除くものとし、溶剤の含有量が全重量の50%を超えるものに限る。)は32.08項に分類されることに注意すべきである(この類の<u>注2(d)</u>参照)。</p> <p>溶剤を含有しない液状の重合体で、ワニスとしてのみ使用することが明らかに認められる物品(硬化剤を添加することなく、熱、大気中の湿度又は酸素によって被膜を形成するもの)は、32.10項に属する。ワニスとして使用することが明らかに認められないものは、この類に含まれる。</p> <p>(2)~(3) (省略)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)</p> <p>3907.10 - ポリアセタール</p> <p>3907.20 - その他のポリエーテル</p> <p>3907.30 - エポキシ樹脂</p> <p>3907.40 - ポリカーボネート</p> <p>3907.50 - アルキド樹脂</p> <p>3907.60 - ポリ(エチレンテレフタレート)</p> <p><u>3907.70 - ポリ乳酸</u></p> <p>　　- その他のポリエステル</p> <p>3907.91 - - 不飽和のもの</p> <p>3907.99 - - その他のもの</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) ポリエステル：これらポリマーの特徴は、重合鎖中にカルボキシエステル官能基が存在することであり、これらのポリマーは、例えば、多価アルコールとポリカルボン酸との縮合によって得られる。したがって、これらの重合体は、エステル基が重合鎖上の置換基である39.05項のポリビニルエステル及び39.06項のポリアクリル酸エステルとは区別される。ポリエステルには、次の物品を含む。</p> <p>(a) ~ (c) (省略)</p> <p>(d) ポリ乳酸：ポリラクタイトとしても知られている。通常、乳酸を合成 又は発酵して製造する(この方法は、主に単糖類(ヘキソース)若しく は容易に単糖類(ヘキソース)とすることが可能な混合物を原料として いる。例えば、糖類、糖みつ、てん菜搾汁、亜硫酸水溶液、ホエイ及び でん粉)。乳酸は環式のラクタイト二量体に変換され、その環状構造は 、最終重合段階で開環する。紡織用繊維、容器の材料及び医療用途とし て用いられている。</p> <p>(e) その他のポリエステル：これらには、不飽和のもの及び飽和のものがある。不飽和ポリエステルは、十分なエチレン性不飽和を有するもので、エチレン性不飽和を含む単量体と容易に架橋し(又はすでに架橋している。)、熱硬化性樹脂を形成する。 不飽和ポリエステルには、ポリアリルエステル(上記(b)参照)及び不飽和酸(例えばマレイン酸又はフマール酸)をもととしたその他の</p>	<p>39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)</p> <p>3907.10 - ポリアセタール</p> <p>3907.20 - その他のポリエーテル</p> <p>3907.30 - エポキシ樹脂</p> <p>3907.40 - ポリカーボネート</p> <p>3907.50 - アルキド樹脂</p> <p>3907.60 - ポリ(エチレンテレフタレート)</p> <p>(新規)</p> <p>　　- その他のポリエステル</p> <p>3907.91 - - 不飽和のもの</p> <p>3907.99 - - その他のもの</p> <p>この項には、次の物品を含む</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) ポリエステル：これらポリマーの特徴は、重合鎖中にカルボキシエステル官能基が存在することであり、これらのポリマーは、例えば、多価アルコールとポリカルボン酸との縮合によって得られる。したがって、これらの重合体は、エステル基が重合鎖上の置換基である39.05項のポリビニルエステル及び39.06項のポリアクリル酸エステルとは区別される。ポリエステルには、次の物品を含む。</p> <p>(a) ~ (c) (省略)</p> <p>(d) ポリ乳酸：(新規)</p> <p>(e) その他のポリエステル：これらには、不飽和のもの及び飽和のものがある。不飽和ポリエステルは、十分なエチレン性不飽和を有するもので、エチレン性不飽和を含む単量体と容易に架橋し(又はすでに架橋している。)、熱硬化性樹脂を形成する。 不飽和ポリエステルには、ポリアリルエステル(上記(b)参照)及び不飽和酸(例えばマレイン酸又はフマール酸)をもととしたその他の</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>ポリエステル（油を含まないアルキドを含む。）を含む。これらの物品は、通常、液状プレポリマーの形状で、主としてガラス繊維で補強した積層版及び鋳型用の透明な熱硬化性物品の製造に使用する。</p> <p>飽和ポリエステルには、テレフタル酸をもととした重合体、例えば、ポリ（ブチレンテレフタレート）及び油を含まない飽和させたアルキド樹脂を含む。これらは主として紡織用繊維の糸及びフィルムに使用する。</p> <p>重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマー・ブレンドの所属の決定についてはこの類の総説を参照すること。</p>	<p>ポリエステル（油を含まないアルキドを含む。）を含む。これらの物品は、通常、液状プレポリマーの形状で、主としてガラス繊維で補強した積層版及び鋳型用の透明な熱硬化性物品の製造に使用する。</p> <p>飽和ポリエステルには、テレフタル酸をもととした重合体、例えば、ポリ（ブチレンテレフタレート）及び油を含まない飽和させたアルキド樹脂を含む。これらは主として紡織用繊維の糸及びフィルムに使用する。</p> <p>重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマー・ブレンドの所属の決定についてはこの類の総説を参照すること。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) アミノ樹脂 (省略)</p> <p>これらの樹脂は、透明、半透明又は明るい色で着色したプラスチック製品の製造に使用し、またテーブル、装飾製品及び電気用部品の成型に多く使用する。溶解しているもの及びディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）（油、脂肪酸、アルコール又はその他の合成重合体で変性させてあるかないかを問わない。）の状態で、膠（こう）着剤又は紡織用纖維の仕上げ剤等として使用される（膠（こう）着剤の分類については、この類の総説の除外規定（b）を参照）。</p> <p><u>ポリ（メチレンフェニルイソシアナート）（しばしば粗MDI又はポリメリックMDIと呼ばれる。）は、不透明、暗褐色から透明、明褐色の液体で、ポリ（メチレンフェニルアミン）を形成するためのアニリンとホルムアルデヒドの反応に続き、ホスゲンと反応させ、一対のイソシアナート官能基を形成するための加熱により合成される。この生成物は、アニリンとホルムアルデヒドの化学的に変性したポリマー（化学的に変性したアミノ樹脂の一つ）である。結果として生じるポリマーの単量体ユニットの平均数は4から5であり、ポリウレタンの製造において用いられる重要なプレポリマーである。</u></p> <p>ポリアミン樹脂（例えば、ポリエチレンアミン）は、アミノ樹脂といえず、この類の注3の規定に該当する場合、39.11項に属する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) ポリウレタン</p> <p>この種類には、多官能イソシアナートと、例えば、ひまし油、ブタン-1,4-ジオール、ポリエーテルポリオール、ポリエステルポリオール等のポリヒドロキシ化合物との反応によって生成される全ての重合体を含む。ポリウレタンは種々の形状で存在するが、その最も重要なのは泡、エラストマー及び塗料である。これらはまた接着剤、成型用配合品及び纖維としても使用する。</p> <p><u>このグループは、ポリウレタンと未反応の多官能性のジイソシアナートとの混合物（例えば、トルエンジイソシアナート）も含む。</u></p> <p>重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。</p>	<p>39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) アミノ樹脂 (省略)</p> <p>これらの樹脂は、透明、半透明又は明るい色で着色したプラスチック製品の製造に使用し、またテーブル、装飾製品及び電気用部品の成型に多く使用する。溶解しているもの及びディスパーション（乳化し又は懸濁しているもの）（油、脂肪酸、アルコール又はその他の合成重合体で変性させてあるかないかを問わない。）の状態で、膠（こう）着剤又は紡織用纖維の仕上げ剤等として使用される（膠（こう）着剤の分類については、この類の総説の除外規定（b）を参照）。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>ポリアミン樹脂（例えば、ポリエチレンアミン）は、アミノ樹脂といえず、この類の注3の規定に該当する場合、39.11項に属する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) ポリウレタン</p> <p>この種類には、多官能イソシアナートと、例えば、ひまし油、ブタン-1,4-ジオール、ポリエーテルポリオール、ポリエステルポリオール等のポリヒドロキシ化合物との反応によって生成される全ての重合体を含む。ポリウレタンは種々の形状で存在するが、その最も重要なのは泡、エラストマー及び塗料である。これらはまた接着剤、成型用配合品及び纖維としても使用する。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>39.11 石油樹脂、クマロン - インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） （省略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（1）～（3）（省略）</p> <p>（4）イソシアート基を有する重合体（他に該当するものを除く。）</p> <p>（a）ヘキサメチレンジイソシアート（HDI）を基としたポリウレタン （単量体ユニットの平均数が3～4のプレポリマーが生成するように水とHDIの反応により合成したもの）：この生成物は、塗料及びワニスの製造に用いられる。</p> <p>（b）ヘキサメチレンジイソシアート（HDI）を基としたポリイソシアヌレート（単量体ユニット間にイソシアヌレート結合を持つプレポリマーを生成するようにHDIを反応し合成したもの）：このプレポリマーの単量体ユニットの平均数は3～5である。この生成物は、塗料及びワニスの製造に用いられる。</p> <p>（5）この類の注3の他の物品には、ポリキシレン樹脂、ポリ（1,4-ジイソプロピルベンゼン）、ポリビニルケトン、ポリエチレンイミン及びポリイミドを含む。</p> <p>重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。</p>	<p>39.11 石油樹脂、クマロン - インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） （省略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（1）～（3）（省略）</p> <p>（4）この類の注3の他の物品には、ポリキシレン樹脂、ポリ（1,4-ジイソプロピルベンゼン）、ポリビニルケトン、ポリエチレンイミン及びポリイミドを含む。</p> <p>重合体（共重合体を含む。）、化学的に変性させた重合体及びポリマーブレンドの所属の決定については、この類の総説を参照すること。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>39.20 プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) (省略) - セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの</p> <p>3920.71 - - 再生セルロース製のもの (削除)</p> <p>3920.73 - - 醋酸セルロース製のもの</p> <p>3920.79 - - その他のセルロース誘導体製のもの (省略) (省略)</p>	<p>39.20 プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) (省略) - セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの</p> <p>3920.71 - - 再生セルロース製のもの</p> <p><u>3920.72 - - バルカナイズドファイバー製のもの</u></p> <p>3920.73 - - 醋酸セルロース製のもの</p> <p>3920.79 - - その他のセルロース誘導体製のもの (省略) (省略)</p>
<p>39.24 <u>プラスチック製の食卓用品、台所用品、その他の家庭用品、衛生用品及び化粧用品</u> (省略)</p> <p>この項には、次のプラスチック製の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (省略)</p> <p>(D) <u>衛生用品及び化粧用品</u> (家庭用であるかないかを問わない。) : 化粧セット(水差し、ボウル等)、衛生用おけ、ベッド用便器、しごん、寝室用便器、たんつぼ、注水器、洗眼器、哺乳瓶用の乳首(nursing nipples)、指サック、せっけん皿、タオル掛け用レール、歯ブラシ立て、トイレットペーパーホルダー、タオル掛け、その他のこれらに類する浴室、化粧室又は台所で使用する物品で、壁等に永久的に取り付けるよう意図されてないものに限る。ただし、建物の壁又はその他の部分に、例えばねじ、釘、ボルト、接着剤により永久的に取り付けるよう意図されたものは含まない(39.25)。</p> <p>(省略)</p>	<p>39.24 <u>プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品</u> (省略)</p> <p>この項には、次のプラスチック製の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (省略)</p> <p>(D) <u>化粧用品</u> (家庭用であるかないかを問わない。) : 化粧セット(水差し、ボウル等)、衛生用おけ、ベッド用便器、しごん、寝室用便器、たんつぼ、注水器、洗眼器、哺乳瓶用の乳首(nursing nipples)、指サック、せっけん皿、タオル掛け用レール、歯ブラシ立て、トイレットペーパーホルダー、タオル掛け、その他のこれらに類する浴室、化粧室又は台所で使用する物品で、壁等に永久的に取り付けるよう意図されてないものに限る。ただし、建物の壁又はその他の部分に、例えばねじ、釘、ボルト、接着剤により永久的に取り付けるよう意図されたものは含まない(39.25)。</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>39.26 その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品 (省略)</p> <p>この項には、他の項に該当するものを除き、プラスチック（この類の注1に規定する。）又はその他の39.01項から第39.14項までの材料の製品を含む。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 工具箱及びケースで、個々の工具（附属品を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形され又は内部に取り付けられたものでないもの（42.02項参照）。</p> <p>(11) 洗浄器、洗腸液袋及びこれらの附属品、おしゃぶり（又は乳児用おしゃぶり）、氷のう、病人用又はこれに類する看護用クッション、ペッサリー、コンドーム並びに注射器用バルブ</p> <p>(12) (省略)</p>	<p>39.26 その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品 (省略)</p> <p>この項には、他の項に該当するものを除き、プラスチック（この類の注1に規定する。）又はその他の39.01項から第39.14項までの材料の製品を含む。</p> <p>これらには、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 工具箱及びケースで、個々の工具（附属品を有するか有しないかを問わない。）を収めるために特別に成形されず又は内部に取り付けられているもの（42.02項参照）。</p> <p>(11) 洗浄器、洗腸液袋、<u>ストーマ袋（人工肛門袋）</u>及びこれらの附属品、おしゃぶり（又は乳児用おしゃぶり）、氷のう、病人用又はこれに類する看護用クッション、ペッサリー、コンドーム並びに注射器用バルブ</p> <p>(12) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
第 40 類 ゴム及びその製品	第 40 類 ゴム及びその製品
注	注
1 ~ 3 (省 略)	1 ~ 3 (省 略)
4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。	4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。
(a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができる、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、 <u>5 (B) の()</u> 又は <u>()</u> の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。	(a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができる、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、 <u>5 (b) の()</u> 又は <u>()</u> の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。
(b) ~ (c) (省 略)	(b) ~ (c) (省 略)
5 <u>(A)</u> 第40.01項及び第40.02項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。	5 <u>(a)</u> 第40.01項及び第40.02項には、凝固の前又は後に次の物品を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない。
() 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤 (プリバルカナイズドラー ラテックスの調製のために加えたものを除く。)	() 加硫剤、加硫促進剤、加硫遅延剤又は加硫助剤 (プリバルカナイズドラー ラテックスの調製のために加えたものを除く。)
() 顔料その他の着色料 (単に識別のために加えたものを除く。)	() 顔料その他の着色料 (単に識別のために加えたものを除く。)
() 可塑剤又はエキステンダー (油展ゴムの場合の鉱物油を除く。)、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質 (<u>(B) の()</u> から <u>()</u> までのものを除く。)	() 可塑剤又はエキステンダー (油展ゴムの場合の鉱物油を除く。)、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質 (<u>(b) の()</u> から <u>()</u> までのものを除く。)
<u>(B)</u> 第40.01項及び第40.02項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。	<u>(b)</u> 第40.01項及び第40.02項には、次の物質を含有するゴム及びゴムの混合物を含む。ただし、ゴム及びゴムの混合物が原材料としての重要な特性を保持する場合に限る。
() ~ () (省 略)	() ~ () (省 略)
6 ~ 9 (省 略)	6 ~ 9 (省 略)
総 説	総 説
ゴムの定義	ゴムの定義
「ゴム」とは、この類の注1に定められている。この用語は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この表において次の物品をいう。	「ゴム」とは、この類の注1に定められている。この用語は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、この表において次の物品をいう。
(1) ~ (3) (省 略)	(1) ~ (3) (省 略)
(4) 再生ゴム (40.03項の解説参照)	(4) 再生ゴム (40.03項の解説参照)
「ゴム」とは、前記の物品を含み、加硫していないものであるか、加硫したものであるか又は硬質のものであるかを問わない。	「ゴム」とは、前記の物品を含み、加硫していないものであるか、加硫したものであるか又は硬質のものであるかを問わない。

関税率表解説改正

新	旧
<p>「加硫したもの」とは、一般に硫黄その他の加硫剤（例えば、塩化硫黄、ある種の多価金属の酸化物、セレン、テルル、チウラムジスルフィド、チウラムテトラスルフィド、ある種の有機過酸化物及びある種の合成重合体）とともに、加熱若しくは加圧によるか又は高エネルギー照射によって架橋したゴム（合成ゴムを含む。）をいうものとし、主に可塑性の状態から弾性の状態に変化したものである。硫黄による加硫の基準は、注4の目的、すなわち物質が合成ゴムであるかを決定する場合に限って考慮することに注意すべきである。物質が合成ゴムであると確認されるなら、これから得た物品は、硫黄により加硫されているか又はその他の加硫剤により加硫されているかにかかわらず、40.07項から40.17項までに該当する加硫したゴムの物品とみなす。</p> <p>加硫の目的のために加硫剤の他に通常、ある種の他の物質（例えば、加硫促進剤、加硫助剤、加硫遅延剤、可塑剤、增量剤、充てん剤、補強剤及びこの類の注5（b）に記載した添加剤）が加えられる。このようなものを加えた加硫可能な状態の混合物は配合ゴムとみなされ、提示された形狀に応じて40.05項又は40.06項に属する。</p> <p>硬質ゴム（例えば、エボナイト）は、ほとんど柔軟性及び弾力が失われるまで高率の硫黄でゴムを加硫することによって得られる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>「加硫したもの」とは、一般に硫黄その他の加硫剤（例えば、塩化硫黄、ある種の多価金属の酸化物、セレン、テルル、チウラムジスルフィド、チウラムテトラスルフィド、ある種の有機過酸化物及びある種の合成重合体）とともに、加熱若しくは加圧によるか又は高エネルギー照射によって架橋したゴム（合成ゴムを含む。）をいうものとし、主に可塑性の状態から弾性の状態に変化したものである。硫黄による加硫の基準は、注4の目的、すなわち物質が合成ゴムであるかを決定する場合に限って考慮することに注意すべきである。物質が合成ゴムであると確認されるなら、これから得た物品は、硫黄により加硫されているか又はその他の加硫剤により加硫されているかにかかわらず、40.07項から40.17項までに該当する加硫したゴムの物品とみなす。</p> <p>加硫の目的のために加硫剤の他に通常、ある種の他の物質（例えば、加硫促進剤、加硫助剤、加硫遅延剤、可塑剤、增量剤、充てん剤、補強剤及びこの類の注5（b）に記載した添加剤）が加えられる。このようなものを加えた加硫可能な状態の混合物は配合ゴムとみなされ、提示された形狀に応じて40.05項又は40.06項に属する。</p> <p>硬質ゴム（例えば、エボナイト）は、ほとんど柔軟性及び弾力が失われるまで高率の硫黄でゴムを加硫することによって得られる。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>40.01 天然ゴム、バラタ、グタベルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) その他の形狀の天然ゴム</p> <p>この項において天然ゴムは、輸送及び保存の目的のため又はその後の使用を容易にし若しくは最終物品の品質を改良する目的で、天然ゴムにある種の特性を与えるため一般に栽培地の工場において処理された後、伝統的に生産地から出荷されるようなヘベアゴム (Hevea rubber) に限る。ただし、この項に属するためには、処理されたゴムが原材料としての重要な特性を失っていないはならない。更に、カーボンブラック、シリカその他の<u>注5(A)</u>で許容されていない物質を加えたものは含まない。</p> <p>天然ゴムのラテックスの凝固は、可動仕切り板が取り付けられている各種の形のタンクの中で行われる。ラテックスは、水性の乳漿からゴムの小球体を分離するために、例えば、1%酢酸又は0.5%ぎ酸で、わずかに酸性にすることによって凝固させる。凝固工程の終わりに、凝固物はスラブ又は連続したストリップの形で取り出される。</p> <p>その後の処理は、スモークドシート、ペールクレープ、ブラウンクレープ、再凝集粒 (re-agglomerated granules) 又は流動性粉末 (free flowing powder) のいずれを製造するかによって異なる。</p> <p>(省略)</p> <p>(C) ~ (H) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 40.02項の物品とこの項の物品との相互の混合物 (40.02)</p> <p>(b) 凝固の前又は後にこの類の<u>注5(A)</u>で許容されていない物品を配合した天然ゴム、バラタ、グタベルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム (40.05及び40.06)</p>	<p>40.01 天然ゴム、バラタ、グタベルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) その他の形狀の天然ゴム</p> <p>この項において天然ゴムは、輸送及び保存の目的のため又はその後の使用を容易にし若しくは最終物品の品質を改良する目的で、天然ゴムにある種の特性を与えるため一般に栽培地の工場において処理された後、伝統的に生産地から出荷されるようなヘベアゴム (Hevea rubber) に限る。ただし、この項に属するためには、処理されたゴムが原材料としての重要な特性を失っていないはならない。更に、カーボンブラック、シリカその他の<u>注5(a)</u>で許容されていない物質を加えたものは含まない。</p> <p>天然ゴムのラテックスの凝固は、可動仕切り板が取り付けられている各種の形のタンクの中で行われる。ラテックスは、水性の乳漿からゴムの小球体を分離するために、例えば、1%酢酸又は0.5%ぎ酸で、わずかに酸性にすることによって凝固させる。凝固工程の終わりに、凝固物はスラブ又は連続したストリップの形で取り出される。</p> <p>その後の処理は、スモークドシート、ペールクレープ、ブラウンクレープ、再凝集粒 (re-agglomerated granules) 又は流動性粉末 (free flowing powder) のいずれを製造するかによって異なる。</p> <p>(省略)</p> <p>(C) ~ (H) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 40.02項の物品とこの項の物品との相互の混合物 (40.02)</p> <p>(b) 凝固の前又は後にこの類の<u>注5(a)</u>で許容されていない物品を配合した天然ゴム、バラタ、グタベルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム (40.05及び40.06)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>40.02 合成ゴム、油から製造したファクチス及び40.01項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) この類の注4に定める合成ゴム（下記参照）。このものには、合成ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）及び合成ゴム（その他の一次製品、板、シート及びストリップ）を含む。この項には、輸送、保存を目的として又はその後の使用を容易にし若しくは最終物品の品質を改良することを目的として処理されている合成ゴムを含む。</p> <p>ただし、この処理によって原材料としての重要な特性を変えたものであってはならない。特に、この類の注5（A）で許容されていない物質を含んでいてはならない。</p> <p>配合された物品のうち、注5の規定によってこの項から除外されない物品には、油展ゴムがあり、約50%未満の油を含んでいる。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>注4（合成ゴムの定義）</p> <p>この注は三つの部分からなっている。（a）及び（c）の物質は（a）に記載した加硫、伸長性及び復元性の要件に該当しなければならないが、（b）のチオラストはこれらの要件を必要としない。合成ゴムの定義は、40.02項のみならず注1にも適用されることに注意する必要がある。したがってこの表においてゴムという用語を使用している場合はいつでも注4に定めている合成ゴムを含む。</p> <p>合成ゴムには、次の物品を含む。</p> <p>(a) 不飽和の合成物質で注4（a）に記載された加硫、伸長性及び復元性に係る要件に該当するものである。この試験のために加硫助剤、加硫促進剤、加硫遮延剤その他の架橋に必要な物質を加えてよい。少量の乳化剤の分解生成剤（注5（B）（））及び注5（B）（）に記載した極めて少量の特殊目的のための添加剤の存在も許容される。ただし、顔料（単に識別を容易にするために加えたものは除く。）、可塑剤、エクステンダー、充てん料、補強剤、有機溶剤のような架橋に必要でない物質の存在は許容されない。例えば、この試験のために鉱物油又はタル酸ジオクチルの存在は許容されない。</p> <p>したがって、例えば、鉱物油のような注4で許容されていない物質を含んだ物品の場合は、その試験は当該物質を含まない試験か当該物質を</p>	<p>40.02 合成ゴム、油から製造したファクチス及び40.01項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) この類の注4に定める合成ゴム（下記参照）。このものには、合成ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）及び合成ゴム（その他の一次製品、板、シート及びストリップ）を含む。この項には、輸送、保存を目的として又はその後の使用を容易にし若しくは最終物品の品質を改良することを目的として処理されている合成ゴムを含む。</p> <p>ただし、この処理によって原材料としての重要な特性を変えたものであってはならない。特に、この類の注5（a）で許容されていない物質を含んでいてはならない。</p> <p>配合された物品のうち、注5の規定によってこの項から除外されない物品には、油展ゴムがあり、約50%未満の油を含んでいる。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>注4（合成ゴムの定義）</p> <p>この注は三つの部分からなっている。（a）及び（c）の物質は（a）に記載した加硫、伸長性及び復元性の要件に該当しなければならないが、（b）のチオラストはこれらの要件を必要としない。合成ゴムの定義は、40.02項のみならず注1にも適用されることに注意する必要がある。したがってこの表においてゴムという用語を使用している場合はいつでも注4に定めている合成ゴムを含む。</p> <p>合成ゴムには、次の物品を含む。</p> <p>(a) 不飽和の合成物質で注4（a）に記載された加硫、伸長性及び復元性に係る要件に該当するものである。この試験のために加硫助剤、加硫促進剤、加硫遮延剤その他の架橋に必要な物質を加えてよい。少量の乳化剤の分解生成剤（注5（b）（））及び注5（b）（）に記載した極めて少量の特殊目的のための添加剤の存在も許容される。ただし、顔料（単に識別を容易にするために加えたものは除く。）、可塑剤、エクステンダー、充てん料、補強剤、有機溶剤のような架橋に必要でない物質の存在は許容されない。例えば、この試験のために鉱物油又はタル酸ジオクチルの存在は許容されない。</p> <p>したがって、例えば、鉱物油のような注4で許容されていない物質を含んだ物品の場合は、その試験は当該物質を含まない試験か当該物質を</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>除去した試料について実施する必要がある。当該試験を実施することのできない加硫した製品の場合は、試験を実施するために製品を製造したところから加硫してない原料を入手することが必要である。</p> <p>このような不飽和合成物質には、次のものを含む。スチレン - ブタジエンゴム (SBR)、カルボキシル化スチレン - ブタジエンゴム (XSBR)、ブタジエンゴム (BR)、イソブテン - イソブレンゴム (ブチルゴム) (IIR)、ハロ - イソブデン - イソブレンゴム (CIIR又はBIIR)、クロロブレンゴム (クロロブタジエンゴム) (CR)、アクリロニトリル - ブタジエンゴム (NBR)、イソブレンゴム (IR)、エチレン - プロピレン - 非共役ジエンゴム (EPDM)、カルボキシル化アクリロニトリル - ブタジエンゴム (XNBR) 及びアクリロニトリル - イソブレンゴム (NIR)。合成ゴムとして分類するためには、これらすべての物質は上記の加硫、伸長性及び復元性に係る基準を満足しなければならない。</p> <p>(b) ~ (c) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) この類の注4に記載した条件に該当しないエラストマー (通常39類) (b) 凝固の前又は後に、この類の<u>注5 (A)</u>で許容されていない物質を配合したこの項の物品 (40.05及び40.06)</p>	<p>除去した試料について実施する必要がある。当該試験を実施することのできない加硫した製品の場合は、試験を実施するために製品を製造したところから加硫してない原料を入手することが必要である。</p> <p>このような不飽和合成物質には、次のものを含む。スチレン - ブタジエンゴム (SBR)、カルボキシル化スチレン - ブタジエンゴム (XSBR)、ブタジエンゴム (BR)、イソブテン - イソブレンゴム (ブチルゴム) (IIR)、ハロ - イソブデン - イソブレンゴム (CIIR又はBIIR)、クロロブレンゴム (クロロブタジエンゴム) (CR)、アクリロニトリル - ブタジエンゴム (NBR)、イソブレンゴム (IR)、エチレン - プロピレン - 非共役ジエンゴム (EPDM)、カルボキシル化アクリロニトリル - ブタジエンゴム (XNBR) 及びアクリロニトリル - イソブレンゴム (NIR)。合成ゴムとして分類するためには、これらすべての物質は上記の加硫、伸長性及び復元性に係る基準を満足しなければならない。</p> <p>(b) ~ (c) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) この類の注4に記載した条件に該当しないエラストマー (通常39類) (b) 凝固の前又は後に、この類の<u>注5 (a)</u>で許容されていない物質を配合したこの項の物品 (40.05及び40.06)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>40.05 配合ゴム（加硫していないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。） (省 略)</p> <p>この項には、加硫していない配合ゴムで、かつ、一次製品、板、シート又はストリップのものを含む。</p> <p>「ゴム」とは、この類の注1に定めたものと同義である。したがって、この項には、他の物質が配合されている場合に限り、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品を含む。</p> <p>この類の<u>注5 (A)</u>により、40.01項及び40.02項には、凝固の前又は後に加硫剤、加硫促進剤、加硫遮延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものは除く。）、顔料その他の着色料（単に識別を容易にするために加えたものを除く。）、可塑剤又はエクステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない（この類の<u>注5 (B)</u>に規定するものを除く。）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>40.05 配合ゴム（加硫していないもので、一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。） (省 略)</p> <p>この項には、加硫していない配合ゴムで、かつ、一次製品、板、シート又はストリップのものを含む。</p> <p>「ゴム」とは、この類の注1に定めたものと同義である。したがって、この項には、他の物質が配合されている場合に限り、天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム、合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらの再生品を含む。</p> <p>この類の<u>注5 (a)</u>により、40.01項及び40.02項には、凝固の前又は後に加硫剤、加硫促進剤、加硫遮延剤又は加硫助剤（プリバルカナイズドラバーラテックスの調製のために加えたものは除く。）、顔料その他の着色料（単に識別を容易にするために加えたものを除く。）、可塑剤又はエクステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質を配合したゴム及びゴムの混合物を含まない（この類の<u>注5 (b)</u>に規定するものを除く。）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>40.10 コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> - コンベヤ用のベルト及びベルチング <p>4010.11 - - 金属のみにより補強したもの</p> <p>4010.12 - - 紡織用繊維のみにより補強したもの (削除)</p> <p>4010.19 - - その他のもの (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>40.10 コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> - コンベヤ用のベルト及びベルチング <p>4010.11 - - 金属のみにより補強したもの</p> <p>4010.12 - - 紡織用繊維のみにより補強したもの</p> <p><u>4010.13 - - プラスチックのみにより補強したもの</u></p> <p>4010.19 - - その他のもの (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>